

熊本市復興だより

Hi.Go!!

さあ、行こう!!



熊本市イメージキャラクター「ひごまる」。熊本地震を受けて、新たなデザイン「ひごまる復興バージョン」が誕生!手を前に大きく突き出したポーズは前向きさと明日(未来)へ向かう姿を表しています。ひごまるとともに「がんばろう!くまもと」



作: 村井健太郎氏

熊本市政策局復興総室 検索

フッコウビト

熊本地震からの復興に携わる人 = フッコウビトを紹介!

インスタ映えで 県産品の魅力発信



左から順に
熊本学園大学 商学部 ホスピタリティ・マネジメント学科2年
まつもと あみ の なかり さ なかお ひとみ
松本 愛未さん、野中 里紗さん、中尾 仁美さん



史上最大級のファッションフェスタとして注目を集める「東京ガールズコレクション(以下TGC)」。昨年、地震からの復興を後押しするために熊本で初開催され、今年も4月25日に人気モデルが熊本に集結します。そのバックヤードで提供するメニューを、熊本学園大学の学生と地元店が協力して開発中です。

昨年の反省を生かし、より魅力的に

熊本学園大学ホスピタリティ・マネジメント学科の1・2年生27人と熊本の人気カフェや食品メーカーがタッグを組み、開発している「TGC 熊本 2020」ケータリングメニュー。今回も、昨年の「TGC 熊本 2019」に引き続き地元学生が独自企画でおもてなしを計画中で、メンバーの半数は2度目の参加。「前回の反省を生かし、良かった点はブラッシュアップして、熊本の魅力を発信していきたい」と意気込みます。

「良かった点は本当においしいメニューが完成したことです。『今までのTGCの中でダントツにおいしい!』って言ってくれる方も多くて。何回もおかわりしに来てくれるモデルさんもありました。ただ、私たちが目指していた最終目標の『SNSにアップしてもらい、熊本のPRにつなげる』というところまでは至らなくて……」と振り返る野中さん。

「出演モデルは、SNSで多くのフォロワーを持

つインフルエンサーです。アップしている写真を見て、『熊本に行ってみようかな』って思ってくれるファンも多いと思うし、復興への後押しや協力店の繁栄にもつながっていく。今年は一歩上をめざしたいですね」と中尾さん。

楽しみながら、バトンを後輩につなぐ

まず取り組んだのは、お皿と装飾の改良です。今年は「ピクニック」をテーマに掲げ、8cm角の容器が6~9個入るお弁当箱を用意。「モデルさんにオリジナル弁当を作ってもらって遊び心を取り入れました」と松本さん。他にも自分たちでお品書きを作ったり、SNSでメニュー紹介をしたり、フォトブースを設置したり。楽しみながら一つひとつ形にしていきます。「復興への道のりはこの先も続く。だからこそ1年生にいろんな経験をさせながらバトンをつなぎ、当日まで駆け抜けたい」。みなさんの奮闘ぶりはSNSで随時発信しているのでぜひチェックしてください。

Instagram: tgc_kumagaku_hospi



試作品の検討中(2019年)

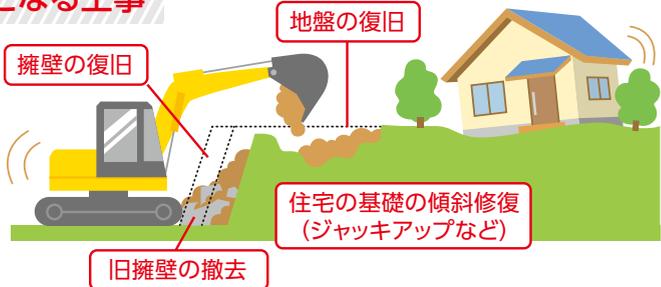


会場にて提供(2019年)

宅地復旧に関する支援事業の申請期限迫る!

熊本地震の影響で宅地の復旧をお考えの方 宅地復旧に関する支援(補助金)を受けられます!

対象となる工事



詳しくは、こちらから↑

申請期限

期限までに申請ができない方は、届出が必要です。

令和2年(2020年)3月31日まで

※宅地耐震化推進事業(拡充制度)の申請期限も同様です。

※まずはご相談ください!※



Q アパートやマンションの敷地は対象になりますか。

A 対象となります。戸建の住宅、アパート、マンションおよび併用住宅などが建つ宅地が対象となります。



Q 「擁壁」とはどのようなものですか。

A ブロックや石積み、またはコンクリートなどの構造物で、宅地などの土が流れないように押さえている構造物のことです。



Q 宅地内で、地盤の沈下や亀裂が生じた部分などに土や砂利を入れて復旧することは対象となりますか。

A 対象となります。ただし、原型復旧が原則であるため、土や砂利が敷かれていた部分をアスファルトやコンクリート舗装に変更して復旧する工事は対象外です。



Q 駐車場のコンクリートやアスファルト舗装のひび割れなども対象となりますか。

A 熊本地震による被災であれば対象となります。ただし、原型復旧が原則です。



Q 住宅の新築に伴う基礎下の杭や地盤の改良などの工事費は、対象となりますか。

A 地盤改良工事(杭工事を含む)への支援は、市ホームページの「液状化ハザードマップ」の着色区域内であれば対象となる可能性があります。ただし、熊本地震での被災に伴う建て替えの場合に限ります。



(震災宅地対策課 ☎096-328-2966)

各区で「住まいの相談窓口」を開設します!

仮設住宅などにお住まいの方が、1日も早く住まいの再建ができるよう、「伴走型」による住まいの支援を行っています。下記の日程で「住まいの相談窓口」を開設しますので、ぜひ相談ください。

■相談日および場所 ※お住まいの区以外でも相談できます。

区	相談日	場所
中央区	2月 5日(水)	市役所 13階 伴走型住まい確保支援室
東区	2月18日(火)	東区役所 2階
西区	2月17日(月)	西区役所 1階 103会議室
南区	2月18日(火)	南区役所 2階 エレベーター横
北区	2月 7日(金)	北区役所 3階 大会議室

■主な相談内容

- ・賃貸住宅を探したい
- ・中古住宅を購入したい
- ・土地の売却や利活用の相談 など

■相談時間

午前9時~午後4時
※事前予約が必要です。下記まで問い合わせください。
※左記の相談日以外については、市役所13階「伴走型住まい確保支援室」で相談できます。

■問い合わせ先

伴走型住まい確保支援室 ☎096-328-2983
相談時間 月~金曜日(祝日除く)午前9時~午後5時

例年1月~5月ごろは、引っ越し時期のピークを迎えるため、賃貸物件が非常に少なくなります。早めの物件探しをおすすめします。